

第三條 この法律において証券業とは、有價証券の販賣、買賣の媒介、引受又は募集若しくは賣出の取扱をなす営業をいう。

第四條 この法律において目論見書とは、株式又は社債の発行に際し使用する説明書その他の文書で、事業に関する計画又は收支見込を記載したものをいう。

第五條 この法律において有價証券市場とは、一定の秩序のもとに有價証券の賣買取引が行われる市場をいう。

第六章 株式又は社債の発行に関する届出

第七條 本法の規定による有價証券の發行に際し、該發行に係る株式又は社債の額面総額が二十万円未満であつて、政府の指定する場合は、この限りでない。

一 会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項
二 会社の事業
三 会社の最近三事業年度の業務成績
四 会社の財産に関する事項
五 最近三事業年度末における会社の株式價格

六 当該株式又は社債の発行により取得する資金の使用計画
七 当該株式又は社債の種類、銘柄、数量及び金額
八 当該株式又は社債の募集又は募集の委託の條件
九 目論見書に記載する事項
十 その他命令で定める事項

十一 外國会社がこの法律の施行地内ににおいて株式又は社債を募集しようとする場合は、商法第四百七十條第二項に規定する代表者が、前項の届出をしなければならない。

第十二條 政府は、第六條の規定により提出があつた届出書類に形式上り提出があつた届出書類に形式上の不備があると認めるときはその補完を命じ、又はその内容の中に重要な事項について眞実に反するものがあり若しくは重要な事項の記載の省略があると認めるときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十三條 第六條又は前條の書類出があつた届出書類に、眞實に反する記載があり又は重要な事項の記載があつたときは、当該株式の割当をし又は発起人に

おいて株式の引受をしてはならぬ。

第十四條 第十二條の規定により書類を提出しなければならない者が解散したときは、その取締役(株式合資会社にあつては業務を執行する無限責任社員)は、遅滞なく、その旨を政府に届け出なければならぬ。

第十五條 証券業を営もうとする者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けなければならぬ。

第一項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがあるときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

法第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項又は第二百七十二條第一項の職務代行者をいう。以下同じ。の全員が、命令の定めるところにより、当該株式又は社債に關し、左に掲げる事項を政府に届け出する事項を政府に提出しなければならない。

け出なければならない。但し、当該發行に係る株式又は社債の額面総額が二十万円未満であつて、政府の指定する場合は、この限りでない。

一 会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項
二 会社の事業
三 会社の最近三事業年度の業務成績
四 会社の財産に関する事項
五 最近三事業年度末における会社の株式價格

六 当該株式又は社債の発行により取得する資金の使用計画
七 当該株式又は社債の種類、銘柄、数量及び金額
八 当該株式又は社債の募集又は募集の委託の條件
九 目論見書に記載する事項
十 その他命令で定める事項

十一 外國会社がこの法律の施行地内ににおいて株式又は社債を募集しようとする場合は、商法第四百七十條第二項に規定する代表者が、前項の届出をしなければならない。

第十二條 政府は、第六條の規定により提出があつた届出書類に形式上り提出があつた届出書類に形式上の不備があると認めるときはその補完を命じ、又はその内容の中に重要な事項について眞実に反するものがあり若しくは重要な事項の記載の省略があると認めるときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十三條 第六條又は前條の書類出があつた届出書類に、眞實に反する記載があり又は重要な事項の記載があつたときは、当該株式の割当をし又は発起人に

おいて株式の引受をしてはならぬ。

第十四條 第十二條の規定により書類を提出しなければならない者が解散したときは、その取締役(株式合資会社にあつては業務を執行する無限責任社員)は、遅滞なく、その旨を政府に届け出なければならぬ。

第十五條 証券業を営もうとする者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けなければならぬ。

第一項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第二項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第三項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第四項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第五項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第六項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第七項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第八項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第九項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十一項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十二項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十三項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第十四項の規定による届出書の中には、訂正を必要とするものがある

ときは、前二項に掲げる者は、訂正の届出書を政府に提出しなければならない。

第七條 前條第一項第九号の記載事項と異なる事項を記載した目論見書は、株式又は社債の発行に際し、これを使用することができない。書は、株式又は社債の発行に際し、これが使用することができない。これを使用することができない。書は、株式又は社債の発行に際し、これが使用することができない。書は、株式又は社債の発行に際し、これが使用することができない。これを使用することができない。とができない。

第十條 第六條第一項若しくは第三項又は前條第一項の規定により提出があつた届出書類に、眞實に反する記載があり又は重要な事項の記載があつたときは、当該株式の割当をし又は発起人に

おいて株式の引受をしてはならぬ。若しくは募集の委託をし、合併に因る株式の割当をし又は発起人に

おいて株式の引受をしてはならぬ。若しくは募集の委託をし、合併に因る株式の割当をし又は発起人に

おいて株式の引受をしてはならぬ。

前項の処分は、前條の規定により株式若しくは社債の募集若しくは募集の委託又は株式の割当若しくは引受をすることができることとなつた日以後は、これをなすことができない。

式又は社債の額面総額が二十万円未満であつて、政府が指定する場合、この限りでない。

未満であつて、政府が指定する場合、この限りでない。

第十六條 純財産額が政府の指定する額に満たない者は、前條第一項の免許を受けることができない。

前項の純財産額の算定に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 左の各号の一に該当する者は、第十五條第一項の免許を受けることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終つた後、又は執行を受けることがないこととなつた後、五年を経過するまでの者

三 第十八條第二項、第十九條第二項又は第三十條の規定により免許を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者

四 営業に関する成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人でその取締役その他業務を執行する役員の中に第一号乃至第三号の一に該当する者のあるもの

六 第十八條 証券業者の純財産額が第十六條第一項の規定により政府の指定する額を下ることとなつたときは、政府は、直ちにその営業を停止しなければならない。

前項の場合において、証券業者の純財産額が六箇月以内に第十六

條第一項の規定により政府の指定する額以上に回復しないときは、

政府は、第十五條第一項の規定による免許を取り消さなければならぬ。

第十九條 証券業者が第十七條第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたときは、免許は、その効力を失う。

政府は、不正の手段により第十

五條第一項の免許を受けた者のあ

ることを発見したときは、その免

許を取り消すことができる。

第二十条 証券業者は、命令の定めることにより、営業保証金を供

託しなければならない。

前項の営業保証金は、命令の定めるところにより、國債証券を以て、これに充てることができる。

証券業者とその営業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第二十一條 証券業者は、左の場合においては、その旨を政府に届け出なければならない。

第二十二条 証券業者は、有價証券を賣買したときは、命令の定めるところにより、賣買に関する書類を作成し、これをその賣買の相手方に交付しなければならない。

第二十三条 証券業者は、命令の定めるところにより、有價証券の賣出又は有價証券の募集若しくは賣出の取扱をしようとするときは、命令の定めるところにより、

証券業者とその営業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第二十四条 証券業者は、有價証券を賣買したときは、命令の定めるところにより、賣買に関する書類を作成し、これをその賣買の相手方に交付しなければならない。

第二十五条 証券業者は、命令の定めるところにより、営業に関する帳簿を備え置き、これに必要な事項を記載しなければならない。

四 証券業の外他の営業を営もうとするとき

前項の規定により届け出た事項は、政府がその届出を受理した日から十日後でなければ、これを実施してはならない。

政府は、第一項の規定により届け出た事項の中に適当でないと認めたものがあるときは、その実施の停止を命ずることができる。

第二十二条 証券業者たる株式会社でその資本額が命令で定める額以上の者は、他の法律の制限にかかるわらず、社債募集の委託を受け、

又は社債募集の委託を受けた会社がないこととなつた場合の事務承継者となることができる。

証券業者に対し、前項の営業報告書を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

第二十三条 証券業者が有價証券の賣出又は有價証券の募集若しくは賣出の取扱をしようとするときは、命令の定めるところにより、

証券業者とその営業に関し取引をした者は、その取引に因り生じた債権に関し、営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第二十四条 証券業者は、命令の定めるところにより、有價証券を賣買したときは、命令の定めるところにより、賣買に関する書類を作成し、これをその賣買の相手方に交付しなければならない。

第二十五条 証券業者は、命令の定めるところにより、営業に関する帳簿を備え置き、これに必要な事項を記載しなければならない。

第二十六条 証券業者の営業については、四月から九月まで及び十月

から翌年三月までを、その営業年度とする。

第二十七条 証券業者は、命令の定めるところにより、営業年度ごとに、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二箇月以内に、これを提出しなければならない。

政府は、必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、

年度経過後二箇月以内に、これを提出しなければならない。

第二十八条 政府は、必要があると認めたときは、証券業者に対し、

その営業若しくは財産に関する報告を命じ又は当該官吏をして営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十九條 政府は、証券業者の営業又は財産の状況により、これと取引する者の利益を保護するため必要があると認めるときは、その営業を停止し又は制限し、財産の供託を命じその他の必要な命令をす

ることができる。

第三十条 証券業者が前項の仲介に基く協定を履行しないときは、政府は、

當該証券業者に対し、六箇月以下の営業の停止を命ずることができ

る。

第三十一条 証券業者が前項の仲介をしなければならない。

第三十二条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第三十三条 証券業者は、その取締役

各号の一に該当する行為をしたときは、政府は、第十五條第一項の免

許を取り消し、又は営業の停止若しくは取締役の他業務を執行する役員の解任を命ずることができ

ができる。

第四章 証券取引所

第一節 設立及び組織

第三十四条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

一 営業に關し、説教の行爲を以て他人から金銭若しくは有價証券の交付を受け又は営業に関し、他人に交付すべき金銭若しくは有價証券を不正に領得したこと

は、證券業者が前項の仲介に基く協定を履行しないときは、政府は、

當該証券業者に対し、六箇月以下の営業の停止を命ずことができ

る。

第三十五条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第三十六条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第三十七条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第三十八条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第三十九条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第四十条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

第四十一条 証券業者は、命令の定めるところにより、政府の免許を受けて、証券取引所を設立すること

ができる。

二 第六條又は第九條の規定による届出書類に、虚偽の記載をし又は重要な事項の記載を省略してこれを政府に提出した者

三 第七條の規定に違反した者

四 第八條の規定に違反し株式若しくは社債の募集若しくは募集の委託又は株式の割当若しくは引受けをした者

五 第十五條第一項の規定に違反し免許を受けないで証券業を営んだ者

六 第二十一條第一項、第二十三條第一項、第三十六條第二項、第五十九條第二項又は第六十條第一項の規定により届け出るべき事項を届け出ないで実施した者

七 第二十一條第三項（第二十三條第二項、第三十六條第三項、第五十九條第三項又は第六十條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定による実施を停止する命令に違反した者

八 第十八條第一項又は第四十二條第二項の規定による処分に違反した者

九 証券取引所の開設する有價証券市場における相場を偽つて公示した者

十 公示若しくは頒布の目的を以て証券取引所の開設する有價証券市場における相場を偽つて記

載した文書を作成し又はこれを頒布した者

十一 第六十四條第一項の規定に違反した者

十二 第六十五條の規定に違反し有價証券市場における買賣取引の委託の媒介若しくは取次をし又は委託者の代理人となることを営業とした者

十三 第八十五條第二項の規定に違反し取引をした者

第十八條 証券取引所の開設する有價証券市場によらないで、有價証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。但し、刑法第一百八十六條の規定の適用を妨げない。

第八十九條 証券取引所の役員（理事及び監査事を含む。）又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し又はその要求若しくは約束をしたときは、これを三年以下の懲役に処する。

前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第一項の賄賂を供與し又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第九十條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項、第二十七條第一項又は第八十四條第一項の規定による報告書を提出せず又はこれに記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十八條又は第七十三条の規定により報告すべき事項を報告せず又は虚偽の報告をした者

三 第二十七條第二項又は第六十八条第四條第二項の規定による政府の命令に違反した者

四 第五十八條又は第六十八条第一項の規定により認可を受けた者

五 第二十一條第二項（第二十三條第二項、第三十六條第三項、第五十九條第三項又は第六十條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定による帳簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

四 第五十六条において準用する民法第五十一條の規定による財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

五 第六十四條第三項、第七十二条において準用する民法第七十一条第一項第二項又は同法第八十九條第一項第二項の規定に違反し公告することを怠り又は不正の公告をしたとき

六 第二十五條の規定による帳簿を備え置かず又はこれに虚偽の記載をした者

七 第七十六條の規定に基く命令に違反した者

八 第二十八條又は第七十三条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第九十一條 取締役、株式合資会社の業務を執行する無限責任社員、職務代行者若しくは支配人、証券業者（証券業者が会社の場合においては、取締役、業務を執行する社員、職務代行者又は支配人）又は証券取引所の理事長、理事（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千円以下の過料に処する。

この法律又はこの法律に基いて発する命令に定める登記をすることを怠つたとき

二 第十四條の規定に違反し届出を怠つたとき

三 第五十五条の規定に違反し届出を怠つたとき

四 第五十六条において準用する民法第五十一條の規定による財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

第二條 有價証券業取締法、有價証券引受け業法及び有價証券割賦販賣業法は、これを廃止する。

第三條 取引所法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「免許ヲ受ケテ」の下に「本法ニ依リ」を、「物件」の下に「（有價証券ヲ除ク以下第二十八條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ）」を加える。

七 第七十二條において準用する民法第七十條第二項又は同法第八十九條第一項の規定に違反し公告することを怠り又は不正の公告をしたとき

六 第七十二條において準用する民法第七十條第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第四條ノ二を削る。

七 第七十二條において準用する商法第百三十一條の規定に違反し証券取引所の財産を分配したとき

第九十二条 法人の代表者又は法人の從業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第八十六條第二号第三号、第八十七条、第九十条第一号乃至第七号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対する外、その法人又は人に対する各本條の罰金刑を科する。

十 第六十五條の規定に違反し有價証券市場における賣買取引の委託の媒介若しくは取次をしてこれを政府に提出した者

十一 第六十四條第一項の規定に違反し有價証券市場における賣買取引の委託の媒介若しくは取次をしてこれを政府に提出した者

十二 第六十五條の規定に違反し有價証券市場における賣買取引の委託の媒介若しくは取次をしてこれを政府に提出した者

十三 第八十五條第二項の規定に違反し取引をした者

第十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定めること

附 則

第一條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定めること

第二條 有價証券業取締法、有價証券引受け業法及び有價証券割賦販賣業法は、これを廃止する。

第三條 取引所法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「免許ヲ受ケテ」の下に「本法ニ依リ」を、「物件」の下に「（有價証券ヲ除ク以下第二十八條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ）」を加える。

第六條ノ二第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

前項の場合において、分配に適しない数の株式又は政府、戦時金融金庫若しくはその出資額が日本証券取引所の資本金額の百分の一以上に相当する金額を超える出資者に分配すべき株式については、同項の規定にかかわらず、当該株

六十六條第一項、第二百七十四條、
第二百七十六條第一項、第二百七
十七條第一項本文、第二百七十八
條及び第四百三十五條、破産法第
百六十六條並びに非訟事件手続法
第一百三十五条ノ六十四の規定は、
日本証券取引所の清算人に、これ
を準用する。

四 第八條第五項（第十二條第二

項において準用する場合を含む。)の規定において準用する商

〔北村徳太郎君登壇〕

本若しくは抄本の交付を拒んだとき

む。若しくは前條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項に定める公告をすることを怠り又は不正の公告をしたとき

六 第十一條又は前項第一項において準用する商法第百三十一條の規定に違反し残余財産を分配したとき

商法第二百二十四條第三項の規定 に違反し破産宣告の請求をする

ことを怠つたとき

を以て前條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき

九 前條第一項において準用する

商法第四百二十二条の規定に違

十 前條第二項において準用する 反し債務の弁済をしたとき

商法第二百七十四條に定める調査を妨げたとき

○政府委員(北村徳太郎君) 只今議題となりました証券取引法案外一件に付きました其の提案の理由を御説明申上げたいと思ひます、有價證券の發行及び賣買、其の他の取引を公正ならしめますと共に、有價證券の流通を圓滑ならしめまして、國民大衆が廣く有價證券を安心して保有することが出来るやうに致しますことは、資本の形成が主として有價證券の形式を以て實行せらるて居りまする今日、我が國經濟再建の爲に不可缺の事柄であることは今更申す迄もないばかりでなく、我が國經濟再建の根本要件たる經濟の徹底的民主化を達成します爲にも是非とも必要な事柄であると申して過言でないと存じます、從來我が國に於きましては、有價證券、殊に株券は、動も致しますると一部人士の壟斷する所となるか、或は其の投機の對象となることが多く、一般大衆が健全なる投資物として之を保有致しますことは比較的少かつたやうに存ぜられるのであります

(議長退席、副議長著席)

是は要するに一般大衆の證券に對する知識が低かつたことが主なる原因でございますが、同時に一般大衆が自己の自由な判断と責任にて有價證券を選擇保有する場合、證券發行者の内

「北村徳太郎君登壇」

この法律の施行期日は、勅令でこれを定める。

附則

疑に次ぐ討論に於て、兩三名の委員から賛成意見の開陳がありまして、採決の結果、全員一致で、本法案を原案通り可決すべきものと決定致しました。質疑應答の要點を申上げます、此の法案では統計を指定統計と其の他の統計とに分けて居ります、民間統計に關しては關係がございませぬ、其の内特に指定統計は重要な眼目となつて居りますので、先づ現在どう云ふものを指定統計とする考であるかと云ふことが問題となる譯でありますと、政府は此の指定統計の最後の決定は統計委員會が行ふのであるけれども、政府としても或程度の考があると云ふことでございましたから、其の内容を求めてました處、統計委員會事務局で考慮中のものを示されたのであります、それに依りますと、内閣統計局關係のものと致しましては、國勢調査、人口動態調査、生計費指數、是は公定ではなくて實際の物價に依るものださうであります、年次労働統計、毎月労働統計、消費者價格調査、労働力調査、それから戰災復興院關係では建築統計、宅地調査、物價廳關係では緊急家計調査、農家家計調査、大藏省關係では國民資力調査、農林省關係では農林水產業調査、作物報告調査、農家經營經濟調査、農作物生產費實績速報、工業統計、商業統計などであるとのことであります、是は聊か偏つて居はし

ないかと云ふ風に見られたのでありますけれども、是は第一次に緊急的に定めるものであつて、尙他の方面のものも次いで指定すると云ふことあります、それから地方統計機構の改善を行はない以上は、統計制度の改善は圖れないのであるが、それと本法との關係はどうかと云ふ質問が出ました、それに對しまして政府の答辯は、市町村府縣統計制度の改善發達には此の法が基礎となるのである、但しそれは命令又は勅令に依るのである、地方の市町村に専任の統計職員を置く必要があると思ふ、又職員並に一般人の統計思想の水準を高めたいと思ふ、それには小學校教育にも統計に關する知識を採入れ、大學には統計學部を置くと云ふ風なことも考へられる、此の法では申告義務、實地調査、統計職員の資格等を規定して居る、又地方公共團體の統計關係吏員を増員したいたが、政府の説明に依りますと、地方の職員は官吏ではないこと、統計調査員は公吏ではなくて名譽職であることを、指定統計事務に從事する各省官吏の範圍は、所管の局課長以下當該局課の三級官迄入ること等が明かにされまし、第十條第二項にある「適當な特別の資格」は統計に從事する者の資格のことであります、是は具體的にはどう云ふことかと云ふ質問がありま

して、政府では將來は之に嚴格な國家統計試験でも行つて定めたいと思ふけれども、今直ちにはそれが不可能であつて、差當りは次のやうなものを標準とする考である。即ち通算二年以上統計調査事務に從事した者、大學令、専門學校令に依る大學、專門學校で統計學又は數學を修めた者、講習會等に依る者、統計委員會が特別に銓衡した者等とする積りであると云ふことであります。また、又統計官の補職に付きましたして、統計委員會が包括的に一般原則を定めて、之に基いて政府が補職するのであると云ふことであります。又現存統計事務に關係して居る職員は、府縣廳、だけで九百二名ある、其の資格は不十分な者が多いで、事務に支障を來さない爲には、差當つて統計委員會の特別銓衡に俟つより外はないと云ふこと、又調査員は國勢調査の分は別としまして、三十三萬一千人あると云ふこと等が明かにされました、第十一條に身分保障に似た定めがござりますが、以前の官吏身分保障が却て惡結果を招いたことに徵して、是はどうであらうかと云ふ質問がありました。が、政府の見解としては、是は政治的に悪用されぬ爲の用心であつて、單に事情を述べて懇へる程度であるから、實際上の效果は薄く、惡結果を招くと云ふやうな心配はないと云ふことでありました、それから統計方法に關する事が問題になりましたが、時間と經費とを節約する爲に、抽出統計を利用

すべきではないか、特に現在の日本では是が適して居ると思ふがどうかと云ふ間に對しまして、政府は至極同感であつて、抽出統計を大いに用ひる機会である、又統計委員會の中にも、其の方面の専門家を入れる考があると云ふ考であるかと云ふ質問がございましたが、機械は今焼けてしまつて十分に無く、關係官廳に幾らかある、併し機械の使用は大いに考慮して居るので、山來得れば輸入したいと思つて居る、又簡単な國產機械にては調査中であると云ふ答でございました、それから統計の結果の公表を速かにする爲の考慮に付きまして、多大の人手、資金等が必要であるから、十分な計畫が實行し難い、又機械の不足で算盤を用ひることは已むを得ない、現に集計に必要な人員を中央に三千人集める豫算を計上して居るけれども、東京に之を全部集めることは不可能であるから之を地方に分散させる積りであつて、當分地方統計局設置と云ふことを考へて居る、併し將來は統計委員會で印刷工場を立ち、どしどへ印刷して公表したい、又圖書館に統計を備へること、統計局は統計委員會事務局に官廳統計、民間統計及び外國の統計を出来るだけ集めて一般に見せる考があると云ふことが明かになりました、又公表には素が示すことにして解釋の餘地を殘したものかと云ふ考があるがどうかと云ふ質問が

あります。が、政府は之に賛成でありました、併し指定以外の統計の公表義務がない爲に、重複を來す虞があります。しかしと指摘されました、政府の見解では、さうすると餘りに廣範囲になるから法律では定めないのである、寧ろ實際的努力に俟つべきであると云ふことであります。それから第十六條に公表されない場合のことがあるのです。ありますが、それはどう云ふ場合であるかと言ひますと、調査方法の不完全な場合、研究の餘地のある場合が主であつて、關係方面の意見の出た場合等であると云ふ風に政府の説明がございました。それから費用の問題が再三取上げられましたが、一括して申上げます、國勢調査を十分に行ふのにほどどの位掛るかと云ふことで、之には二億圓位は掛る、又例へば産業別、業別人口調査、失業者數、引揚者數、それから新教育制度の爲に必要になる音響體數等の調査、斯う云ふものは現在是非必要なものであつて、斯う云ふものに限つてやれば八千萬圓位掛ると云ふこととであります。指定統計の豫算見込額はどの位であるかと云ふ質問がありまして、統計委員會事務局の分が八十五萬五千圓、各省分が二億一千三百萬圓である。地方自治團體の分は不明であると云ふことになりました、第十七條に公共團體の支出した經費に國庫が補助をする場合の規定がありますが、其處に「全部又は一部」とありますのに付きました質問が出ました、是は大體

に於て積極的に指定したもの、國家全體の利益になるものに付ては全額であります。其の利用し得るものに付ては一部を補助すると云ふ方針であると云ふもの又は、公共團體自身の爲に行ふもの又は、其の内譯は統計局關係が千三百萬圓、農部省關係が五十四萬圓、商工省關係が四十萬圓、内務省關係が百七十萬圓、文部省關係が十萬圓、物價廳關係が六十六萬圓であると云ふこととあります。それから罰則のことが問題になりますて、體刑を科することが果してどうであるか、適當であらうかと云ふ間でございましたが、政府の答と致しましては、昭和十四年の國勢調査事項に關する法律の改正の際六箇月以下の懲役、禁錮、二百圓以下の罰金とあるのでありますて、十五年度には兵役關係が特に調べられて居るけれども、十四年度には物品販賣店の従業員數、賣上高が嚴重に調べられたので、現在の經濟狀態から見ても是で宜いと思はれると云ふこととありますて、それから第十八條に付てでございます、又第十九條に付まつて居て、是は祕密漏洩の所であります、資源調査法では非常に重くて、二年以下の懲役、二千圓以下の罰金となつて居て、是は軍機の問題があつたからであるが、今度はそれから見ると軽くしてあるのである、で政府としては是で適當であると思つて居ると云

係しまして、それが第三國人に適用出来るかどうか、之を適用出来るやうに何なる人でも國內に居る人には適用される譯であるけれども、今は特例が別途にあるのでそれがむつかしい併し政府は一般に我が國の刑罰權の問題として從来から努力中であつて、今後も努力する考であると云ふことあります。た、同様の質問が第十三條の審議の時既に出たのであります。矢張り現行法的には法的にはむつかしいので、話合ではなくて、寧ろ教育手段に依つて行くべきであると云ふことであります。又統計的眞實性を確保すると云ふ目的の爲には、斯う云ふ罰則に依るのも同感でありました。それから指定統計以外のものに付て命令で届出の範圍を定めることになつて居りますが、其の範囲はどうかと云ふ質問に對しまして、一、政府の全國的、又は重要地域に亘るもの、又は其の抽出統計、二、各省の地方出先機關、都道府縣若しくは六大都市、若しくは各商工會議所の行ふ管下全區域に亘るもの、又は其の抽出統計調査、三、其の他のものに行ふと、それは指定統計に於ては特に政府が申告を命じた場合である。指定統

以外のものに於ては、國民の負擔と云ふことから見て申告義務を附さぬ方が宜いと思ふと云ふ政府の見解でありました、それから第三條に指定統計の調査には、他の法律の規定は適用しないとございますが、其の他の法律とは何であるかと云ふ質問がありました、是は現在の法律及び將來の法律のことを言つて居るので、現在の所としては、統計調査の基礎となつて居る米穀法、米穀統制法、建築調査、選舉法、災害土木國庫補助規程、國籍法、市街地建築物法等であると云ふことであります。それから此の法の施行期日は何時か、それは指定を行ふ關係上、公布後約一箇月の豫定であると云ふことでありました、只今迄省いて居りましたが、此の法案に付きまして一番問題になりましたのは統計委員會と云ふものであります。

〔副議長退席、議長著席〕

統計委員會は會議制の一種の行政官廳であると云ふことあります、是は内閣に直屬し、總理大臣が會長になり、經濟安定本部長官が副會長になります、其の責任は憲法上は内閣總理大臣及び全體としての内閣にあり、具體的な法令上の各種權限の實行に付ては、統計委員會が第一段の責任者であるのあります、さうして其の所管事務はどうかと申しますと、統計法に定める事項、行政各部統計の統一に關する事項、國際統計事務に關する事項、各官廳統計主任者の招集及び會議に關する事項、其の他統計の改善發達に關する事項の調査、審議と云ふことになつて居ります、さうして委員は十名で、其の他に臨時委員があります、此の委員と臨時委員とは總理大臣の奏請で、學識經驗ある者の中から内閣が任命することになつて居ります、其の委員は官吏ではないけれども、之に準ずるものであるさうであります、處が、此の委員は責任が特に定められて居ないのであります、又委員となるに必要な資格も定つて居ないのであります、さうして委員は専任ではなくて、年に五百圓位の手當があるのであります、處が、其の權限は實に廣く又強いのであります、簡単にそれを申しますと、指定統計の範圍、内容、經費、其の他の重要な問題に付て、之を決定する權限があります、又統計職員の資格の基準を決定する權限

もあります、又指定統計以外のもので
更を求める権限があります、尙之を細
かに申しましたならば、非常に多岐に
要するに統計委員會は統計に関する限
り、殆ど全能に近いやうな権限が賦與
されて居るのであって、それに對して
統計委員の責任と云ふものが非常に薄
い、又總理大臣が一々其の統計の監督
をすると云ふことは非常に事實上むづ
かしいことであるから、結局統計委員
會と云ふのは非常な権限を持つ譯な
であります、色々と委員會で質問が出
まして、例へば統計委員會の現在の顏
觸れに付て、それが不適當ではないか
と云ふ質問がありましたが、政府では
統計委員會の構成は、初めは理論的基
礎を固める意味で、教授系統の人を多
く入れたのである、今後は併し廣く人
を入れる考である、又全般的に物を見
るやうな常識家を入れる必要があるで
はないか、又豫算などの關係もあるので
あるから、國會議員を入れたら宜しく
ないか、又相當専門的な仕事があるの
であるから、統計事務の實際家と統計
各部門の専門家とを入れるが宜いと云
ふ風な意見がありました、統計局長は自
は是非其の趣旨に従つて行きたいと
云ふことありました、統計局長は自
動的には入らないさうであります、が
現に入つて居る、又委員ではないけれど
ども、各省の統計課長、日本銀行統計
局長は委員會に出席するさうであります

す、又毎週一回會議を開きまして、各省間の連絡をする機会が作られて居る。さうであります、統計法案委員會では、此の統計委員會の運営を民主的に是非やつて貰ひたいと云ふ聲が非常に強く出まして、政府も同感を示しました、どうも委員に責任がなくてはと云ふことになるのですが、政府の考では、適切なる人を選任して行けば、責任及び職務の執行は運用でやつて行けると思ふと云ふ答でありますた、で委員會を通じまして、此の統計委員會の運用を誤らないやうにして貰ひたい、特に委員會の人選に最も注意をして、一部の人々の獨占にならぬやうにして貰ひたい、おうして國民に迷惑が掛らないやうに、不當の負擔が掛らないやうにして貰ひたいと云ふ希望が非常に強く反映致して居りました、此の統計委員會が出来ますと云ふと、從來の内閣統計局はどうなるかと云ふことが疑問になるのであります、即ち基本的な統計調査、委託による調査、又は集計、統計資料の編纂刊行、統計技術の研究、職員の養成、資料の蒐集、公開、統計知識の普及などをやることになるのであるさうであります、討論に於きましても、統計委員會の委員の顔觸れに考慮して貰ひたい、又統計委員會の運用に工夫をせられたい、十分に責任の持てるやうな工夫をせられたいと云ふやう

な意見が述べられました、又討論に於ては結果を成るべく早く廣く知らせるやうに、結果と云ふのは其の統計の結果であります、それを成るべく早く廣く知らせるやうにせられたいと云ふ希望がございました、此の統計委員會は從來普通に、委員會と云ふ名で考へられて居りまする委員會とは非常に性質の異なつたものであると云ふことが明かになりましたので、將來斯う云ふやうな行政官廳のやうな性質を持つた委員會が他にもどしき出来るのであるかどうかと云ふ質問がございましたが、政府の答としましては、さう云ふことの善し悪しと云ふことは別問題として、此の法律が段々米國式の性質を帶びて来るやうになると云ふと、従つて又米國式の行政官廳類似の委員會と云ふものが將來も出来るであらう場合に適應するやうに、それが出来るであらうと云ふやうな見解がありました、尙申上げますれば、非常に長くなるのでありまするが、此の程度で報告を終ります

の上に鳥でも鳴いたのかと、私の耳に入つたのだらうと思ひます、さう云ふことを御考になつて居る方は一人もおありになるまいと思ひます、何故はが重要なのか、是は政治上、思想上非常に重大な關係を持つたものである、大臣の責任上容易ならざることとかと云ふと、世間では之を統計フアツショと申して居ります、是は總理大臣の權限が非常に侵される虞がある、侵されると言つちや言葉が悪うございますが、無意味になつてしまふ虞がある、總理大臣が此の統計事務に付きまして、委員會の指圖を一々すると云ふことは、到底出來ない、それで第一に此の委員會は、總理大臣の部下でありや否やと云ふことを伺ひたい、此の委員會を總理大臣が指揮命令することが出來ないと云ふことになりますと、是は憲法上の責任を盡せないことになります、委員會が大臣になつてしまふ、さう云ふことはござりますまい、是は必ず此の委員會を監督する權限はあることと存しますが、念の爲に伺つて置く、第二に伺ひたいのは、若しそうだとすれば事實上監督が出来ませうかと云ふことであります、細かいことを一々忙しい總理大臣がやると云ふことになりますと云ふと容易なことぢやない、是で事實出来るかどうかと云ふことは伺ひたい、それから第三に伺ひたのは、只今委員長からも御報告がございましたが、下手をやると是は統計

アツシヨになる、此の委員と云ふものは非常に強い権限を持つて居る行政官でありますて、さうして詰り今迄の行政官廳は獨任制であつた、次官、局長、課長と云ふやうな獨任制で來たのを會議體にすると云ふ、唯それだけならば構ひませぬ、善いか悪いかは別として、それならばそれも一つのやり方だと思ひます、私は贊成出来ませぬけれどもそれならばそれで宜い、宜いけれども、大臣の責任を没却するやうなことがあつちや相成らぬ、何處迄も大臣の意思を奉じてやらなければならぬ、大臣に如何なることを建言しようと、如何なる意見を述べようと、それは勝手ですが、總理大臣が斯うだと言はれたら其の委員會と云ふものはそれに従つて行政事務をやつて行かなければならぬ、御承知の通り、此の委員會と云ふものは行政事務を行ふものですが、行政事務のこととに付ては何處迄も、總理大臣の命令を受けなければ總理大臣が責任を盡すことは出來ない、さう云ふやうに私は考へます、其の點は如何でございませうか、尙もう一つ伺ひたいのは、さう云ふことになりますと、是が行政官廳の代りだと云ふことになりますと、此の委員が今十人とか云ふ御話ですが、そんなに澤山要るまゝ、幾人でも宜しい、もつと少くとも宜いが、是は行政官の資格のある人でなければいけないと思ふ、行政事務をやるのですから、何か官僚式のこととを言

云ふ資格の人を使はなければならぬから使つて居る、官僚式だと言ひますけれども、成る程官僚式は悪い、悪いさうして大臣はそれに對して責任を負ふのですから、議會の意見で十分に官僚式の所は直せる、直さうと思へば出来ないことはない、何も斯う云ふ委員會を無理に茲に持つて來る必要はない、それを若し此の委員會に、今御話に依ると何か兼任の者が何かで間に合はして行くやうなことだけれども、大間違ひ、是だけの大きな仕事をしようと云ふ、重大な仕事をしようと云ふものが、何かの仕事の片手間にやられてはたまつたものではない、何を始めたか分らない、是に付てはもつと少くとも宜しいから專任を置いて、さうして相當行政の経験のある少くも専任官になれる位の資格のある者を御並べになるが宜い、官僚式でも何でもありませぬ、それは大臣の意見を行はうと思ふものはそれでやつて行くが宜しい、官僚式でいけなければ議會が直して行けば宜いので、此の委員會が斯んな大きな權限を持つて勝手氣儘なことをやり出してどうにもならなくなつたら、昔參謀本部を政府の外に置いて、あの苦い経験をしたのを又繰返さ

なければならぬ、是は是ばかりではありませぬ、外の方でも皆斯う云ふものが出来て行く、非常な危険なものだと思ひます、それだから私は此の問題と云ふものは決して輕々に見るべきものぢやない、非常に重大な問題をこゝへ含んで居る、其の點から又あの軍閥跋扈をこゝで繰返して来る虞が十分にある、之に付きましては、十分に資格を制限され、さうして少くも其の委員は専任として、人は少くとも構はないから、勅任文官位の資格のある者、詰り行政官として差支ない者だけを御並べになるが宜い、合議體にしなくても宜うございますが、まあしたいと言ふならしても宜いですが、する以上は、それだけのことをおやりになる必要があると思ふ、それ等の點に付て政府の御考は如何でありますか、尙附加へ置きますが、之に付きましては先程も申しましたけれども、片手間で行政の人を入れて來ると云ふことでありますが、さう云ふ場合には、動もすれば一部の學者、偏った思想を持つて居るやうな一部の學者が入り易い、是非常に險脅だから此のことは御注意願ひたい、若しさう云ふ者が跋扈して來ると、立憲政治も何も漠然々になつてしまひます、それは諮問機關なら宜しうござります、學者で結構、諮問機關なら學者を澤山御入れになつて、それは少し變な偏つた考を持つた學者も結構でせう、併し行政官としてはそんな者を持つて來ては大變だ、殊に片手

間なんかで、そんな者にやられてはたまつたものではない、斯う云ふ者は斷然排斥されなければならない。尤もさう云ふ人の意見を聽いて見たいと言ふ嘱託にでも何でもして置く方法がある、併し行政をそんな者にやらせる、而も片手間でやらせると云ふことは断じて爲すべからざることだと思ひます、最後に、委員長から今御話もございましたけれども、外にもこんな風のものが出来ようと思ひます、出来ようと思ひますけれども、それは大臣の責任を没却しないやうに、其の委員會なものは飽く迄も大臣の部下であると云ふことで行かなければ、憲法上に於ける所の大臣の責任と云ふものは行はれるものぢやない、行はれなければ、軍閥が跋扈したと同じやうになつたらつて、今度は又外の閥が跋扈して来ます、委員會ファッショになつて来る、今度は軍閥ファッショがなくなつたら統計ファッショが出来たり、金融ファッショが出来て、さつきの證券取引所、あんなものも悪くすると委員會がはつて、今度は又外の閥が跋扈して来ます、委員會ファッショになつて来る、今度は軍閥ファッショがなくなつたら統計ファッショをやらぬものとも限らない、あゝ云ふ風にちゃんと委員會と云ふ規定があるのでありますから、餘程は危険な制度でありますから、將來に付てはどう云ふ風な御意向でありますか、其の點も、一つ御答を願ひたせうか、

○政府委員(入江俊郎君) 御答を申上
げます、只今の御質問の第一點でござ
いますが、此の統計委員會は、内閣總理
大臣の監督に屬して居ります、従つて
内閣總理大臣が憲法上の責任を負ふと
云ふ點は之に依つて明かであると思ふ
のであります、唯之に付きましては、
各種の行政機關に於きまして權限の獨
立を認めた特別な機關がございます、
例へばまあ一例であります、高等試
験委員と云ふ風なものは矢張り内閣總
理大臣の監督に屬して居りますけれど
も、其の試験の判定に付ては、内閣總
理大臣は個々の指圖をしないと云ふこ
とになつて居りますが、此の統計委員
會も之に類似して居りまして、統計事
務の企畫或は其の統轄と云ふことは極
めて科學的であり、又所謂行政事務と
違つた、専門的なものであると云ふ見
地に於きまして、此の統計委員會には
其のやうな權限の獨立を認めることに
してあるのであります、そこで内閣總
理大臣は統計委員會に付きまして監督
は致しますけれども、其の個々の判定
に付ては統計委員會の權限の獨立を尊
重し、又は其の意見に從ふと云ふこと
に此の法律制度を作つた譯であります
す、併しながら之に付きましては、所
謂憲法上の國務大臣の責任を免れる譯
ではありませぬので、それ等の判定に
付て誤りがあるならば、勿論内閣總理

大臣は主管大臣として其の責任を負ふ譯であります、それ故若し統計委員會の意見等に付て不適當なものがあると申出ることは勿論出來ると思ひますし、又統計委員の人選に付て不適當であると思ふ場合がありましたならば、之に付きましては、内閣總理大臣は其の人を取換へると云ふ風なことを爲し得る譯であります、併し是は内閣總理大臣に於きまして統計委員會の委員を選する際に十分慎重を期して居りますので、只今申しましたことを豫想して居るのはありませぬで、理論的に申しますならば、左様な結果になると言ふことを申上げたのであります、尙ざうだと致しました場合、第二の點でございますが、内閣總理大臣が然らば事實上監督が出来るか、非常に多忙な總理大臣が々統計委員會の行動を見張つて、細かく之を監督出来るかと云ふ點であります、此の點に付きましては、此の統計委員會にも事務局を設置してございまして、事務局は是は局長以下内閣の職員が之に當つて居ります、從つてそれ等が始終此の内容を検討し、又統計委員會に於ける色々な審議の材料等も此の事務局で以て十分審議致しました、總理大臣との關聯はそれを通じて行ひ得るのであります、總理大臣の監督權が事實上及ばないと云ふ風なことはなからうかと思ふのであります、それから第三點であり

ますが、行政官廳であるとするならば、委員は行政官ではないかと云ふ點であります。が、是は合議體の一つの行政官廳的のものでありますけれど、委員は所謂官吏ではありません、委員として云ふ特別な公務員の資格を持つものと考へます、そこで個々の人としては、矢張り合議體の委員會を構成する分子として權限を行使するのでありますから、總理大臣が一々其の委員に對して指揮命令すると云ふ風なことは考えて居りませぬ、是は矢張り統計委員會が獨立の權限のある特別の組織であると云ふ點から來るのであります、尙行政事務をやる以上は、此の委員は行政官の資格を有するべきではないかと云ふ點でござります、併しながら今申しましたやうに、是は特別の委員會の組織に行政事務を行はしめるのでありますて、其の委員の資格に付きましては、最もそれに適材を擧げると云ふことを目的として居つて、一般の行政事務をやる行政官の資格を直ちに之に當嵌めると云ふことは考へて居らないのであります、で一般の行政事務の官吏の資格に付きましても、現在は御承知のやうに銓衡任用の途が廣くありますので、行政官に付ての資格の思想と必ずしも背馳して居りませぬ、唯制度上さう云ふものが適用ないと云ふだけであ

ります、勿論之に附隨する事務局に付ての職員に付ては、是は行政官であることは明かであつて、之に付ては一般の規定が適用になるのであります、尙此の委員に付て専任にしたらどうかと云ふ點でござります、片手間は困ると云ふ點でございますが、片手間でやつて、其の職責を輕んずるやうなことがありますなれば、是は非常にいかぬことと思ひます、併し此の行政事務と致しましても極めて科學的であり、専門的でございますから、此の統計委員會が活動をする場合に於きまして、其の職に當る人と云ふのは、矢張り其の途の權威であり、其の經驗の深い人であることを必要とするのであります、之を直ちに専任の官吏にするとか、或は又官吏でなくても専任の委員にしてしまふと云ふことになりますと云ふと、却て適材を擧げる上から言つても、不適當であるやうに思はれるのであります、此の統計委員會の委員の行ふ仕事は、統計事務と云ふことが極めて専門的でありますから、それ等の専門の方を携つて居る方を委員に擧げて居りますので、本來の事務とさう背馳した仕事をやる譯ではなく、寧ろ専任でないと致しましても、本來其の方の從事して居る仕事を此の統計委員會の委員としてやる仕事とが非常に關係の深いやうな方々を擧げて居りますから、片手間にかつて御留守になると云ふやうなことはないと考へます、唯御注意のありました、學者を尊重するのに宜いけれども、偏つ

た學者を尊重すると云ふやうなことのないやうにと云ふ點は、御尤もでありますて、是等は十分人選の上に注意をしたいと考へて居ります、最後に斯かる委員會が將來出来るのぢやないか、其の場合に付ての見透しはどうかと云ふ點であります、先程委員長から御報告もありましたやうに、アメリカ流の行政機構を段々と採用して參る必要もあるのであります、但しの場合には斯う云ふ委員會も出來やうと思ひます、只今大河内議員の仰しやつたやうな色々な點は、確かに我々としては反省もし又考慮もしなければならぬ點でありますから、斯くの如き委員會が段々と出来ますに付ては、其の運営の状況を見まして、必要に應して適當なる手を打つて行きたいと考へて居ります、今日と致しましては、統計委員會の斯くの如き制度に於きまして、先づ其の弊も押へることが出来、所期の目的が達せられるのではないかと、斯様に考へて居りますが、不適當な點があり次第、勿論是は至急改善もし、又御意見等に依つて十分考慮もして行きたいと考へて居ります。

○議長(公爵徳川家正君) 肝付男爵

〔男爵肝付兼英君登壇〕

○議長（公爵徳川家正君）　肝付男爵
〔男爵肝付兼英君登壇〕
○男爵肝付兼英君　只今委員長から統計法案の委員會の經過の御報告を承りまして大層長々と慎重に精細に御報告戴いた點は感謝に堪へないのでござります、實は私も統計法案の特別委員會の委員の一人でございますので、已むを得ない事情の爲に退席して居りました間に、既に御質問があつたことと承知を致して居つたのであります、只今の委員長の御報告を承りまして、まだどなたも御質問がなかつたのに氣が付きまして、一言御質問をさして戴きたいと思ふのでござります、此の統計に一番大切な問題は、度量衡の単位を如何に採るかと云ふことが、是は重要な問題だと考へて居るのでござります、御承知でもございませうが、我が國に於きましては、度量衡の點に付きまして、メートル法と尺貫法が屢々議論になりまして、隨分長い間はが論議をせられたことは御承知の通りでござります、其の後我が國の産業の發展の爲に規格統一と云ふことが計畫致されました、それが爲に戦前に於ては遂に此のメートル法を採用すると云ふことに一應決定を見たのでござります、其の後所謂軍備の擴充と云ふやうなことが段々必要になつて参りました結果、此のメートル法を基礎に致しまして色々な問題を取上げるやうになつたのでござります、其の結果が、恰もメートル法は軍

備擴充の裏附であるかの如き觀を持つて居つたのでござります、そこで敗戦後今日此のメートル法は既にもう其の效力を失つた、其の必要がなくなつたと云ふやうな感じを一般に持たせて居る部面も少くないのであります、其の結果一般にはメートル法と尺貫法が錯綜致しまして、我々國民生活の上にも色々と不便が多いのが現状だと存するのでござります、敗戦後に於ける我が國の再建の基礎を成すべき所謂商業の復興と云ふことに對しましても、亦此の規格の統一と云ふことが當然考へられねばならぬ、それが爲には改めて新日本建設の爲め、平和國家建設の爲に、果してメートル法が必要であるか、尺貫法が必要であるかと云ふことを再検討致されまして、其の上で其の決定に基づいて此の統計の完璧を期すること云ふことが私は必要ではなからうかと思ふのでござります、それ故に此の機會に於きまして、政府は此のメートル法と尺貫法と云ふものに對して如何なる御考を持つて居られ、將來どう云ふ方針に向はれるかと云ふことを此の機會に承つて置きまして、我々國民の参考に致したいと斯様に考へて御質問をして、其の厲行を緩和して參つたので致す次第でござります（拍手）

〔政府委員入江俊郎君登

云ふと、今日に至りまする迄、度量衡に關しまして、メートル法の使用に付いたる戦前の状況に復すると云ふやうな措置も執らず、又メートル法を廢めるかどうかと云ふ風なことに付てのはつきりした見解も政府としてまだ示して居ませんが、是は現在の國際情勢より致しまして、メートル法と云ふものが度量衡制度の基本として世界的に通用するに付して、我が國の現状と致しましても、メートル制度を全面的に採用すると云ふことは研究の餘地があるのであります。然しながら度量衡の基準に付きまして、國際的な統一あるものにしなければならぬと云ふ點は勿論であります。政府は現在、只今申しましたやうな情勢に對應し、状況の推移を見て、度量衡制度の運営に關しまして適當な措置を執りたいと研究して居るのであります。今回統計法に據る指定統計には、今まで問題として直ちに問題が起るのであります。只今考へて居ります所は、英米の度量衡の単位を行く方向の下に、其の具體的方法を目下研究して居るのであります。此の統計の単位を如何なるものにするかと云ふ風なことに付きましたが、世界的の問題でございまして、現在國際統計委員會と云ふものに於きましても、此の統計に付ての世界的統一を

御答へ申上
トル法は
的で、又一
例を設けま
したので

云ふと、今日に至りまする迄、度量衡に關しまして、メートル法の使用に付いたる戦前の状況に復すると云ふやうな措置も執らず、又メートル法を廢めるかどうかと云ふ風なことに付てのはつきりした見解も政府としてまだ示して居ませんが、是は現在の國際情勢より致しまして、メートル法と云ふものが度量衡制度の基本として世界的に通用するに付して、我が國の現状と致しましても、メートル制度を全面的に採用すると云ふことは研究の餘地があるのであります。然しながら度量衡の基準に付きまして、國際的な統一あるものにしなければならぬと云ふ點は勿論であります。政府は現在、只今申しましたやうな情勢に對應し、状況の推移を見て、度量衡の運営に關しまして適當な措置を執りたいと研究して居るのであります。今回統計法に據る指定統計には、今まで問題として直ちに問題が起るのであります。只今考へて居ります所は、英米の度量衡の単位を行く方向の下に、其の具體的方法を目下研究して居るのであります。此の統計の単位を如何なるものにするかと云ふ風なことに付きましたが、世界的の問題でございまして、現在國際統計委員會と云ふものに於きましても、此の統計に付ての世界的統一を

